

沖縄県遠距離等通学費補助金交付要綱

令和5年6月6日制定
令和6年2月22日改正

(通則)

第1条 遠距離等通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、バス又はモノレールを利用して遠距離等から通学する中高生の保護者等が購入する通学定期券等の経費に対して、沖縄県が予算の範囲内において、その一部を補助することにより、中高生が安心して学業に励むことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 「中学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による中学校（以下「中学校」という。）及び法第2条に規定する高等学校等である各種学校（中学校に相当する学年）をいう。
- (3) 「中学高校」とは、第1号の規定による高等学校等及び第2号の規定による中学校等をいう。
- (4) 「高校生等」とは、第1号の規定による高等学校等に在学する者であつて、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
 - ア 通信制の課程にのみ在学する者（別に知事が定める者を除く。）
 - イ 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している者
 - エ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による特別育成費の支弁対象となる者（母子生活支援施設の高校生等を除く。）
 - オ アからエのほか、他の制度により通学費の支援を受けている者
- (5) 「中学生」とは、第2号の規定による中学校等のうち、通学区域が県全域の中学校等に在籍する者であつて、沖縄県内に住所を有する者をいう。ただし、次に該当する者を除く。
 - ア 沖縄県特別支援教育就学奨励費を受給できる者
 - イ 生活保護法第32条の規定による教育扶助を受給している者
 - ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による特別育成費の支弁対象となる者
 - エ アからウのほか、他の制度により通学費の支援を受けている者
- (6) 「中高生」とは、第4号の規定による高校生等及び第5号の規定による中学生をいう。
- (7) 「保護者等」とは、法第3条第2項第3号の規定による保護者等（中学生にあつては、これに相当する者）をいう。
- (8) 「バス通学費等」とは、中高生が居住地等から学校までの往復に要する通学定期券等の

購入費をいう。

- (9) 「通学定期券等」とは、自宅と中学高校との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する中高生に対してバス事業者又はモノレール事業者が一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号）第 8 条の規定に基づき発行する通学定期乗車券（1 か月以上の一定期間を利用単位とするものに限る、以下「通学定期券」という。）及び通学回数乗車券（以下「通学回数券」という。）をいう。

（学校外施設に通学する場合の特例）

第 4 条 在籍する中学高校の校長が指導要録上出席扱いとし、沖縄県内に所在する通所区域の定めが無い学校外の施設で恒常的に相談・指導等を受けている生徒については、中高生とみなす。

- 2 前項の規定により中高生とみなされる者については、第 3 条第 8 号中「学校」を「相談・指導等を受ける施設」とする。

（対象者）

第 5 条 補助金の交付対象となる者は、沖縄県内の学校に通う中高生のバス通学費等を負担する保護者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 3 項における算定基準額が 15 万 4,500 円未満である者（中学生の場合も同様とする。）
- (2) 高等学校等就学支援金の家計急変支援制度（以下「家計急変支援制度」という。）により就学支援金を受給している者の保護者等
- (3) 前 2 号の規定に該当しないが、家計急変支援制度の支給要件（家計急変理由及び収入要件）を満たす者の保護者等

（対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められるバス通学費等を対象とする。
 - (2) 1 か月当たりのバス通学費等から 1 万 5,000 円を控除して得た額とする。ただし、算定した額に 100 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (3) 休学期間などの通学実態がない期間は交付対象に含めないものとする。ただし、学校の休業日及び卒業した日の属する月はこの限りではない。
 - (4) 通学定期券においては有効期間、通学回数券においては使用をもって交付の対象とする。
- 2 この補助金は、申請時期にかかわらず交付決定日が属する事業年度の使用実績に要する経費を対象とする。ただし、前項第 1 号及び第 3 号にかかる支給期間は知事が定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、遠距離等通学費補助金交付申請書（様式 1）と次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により申請しなければならない。

- (1) 課税に関する証明書
- (2) 通学計画書（様式 2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付又は不交付の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、使用実績分を年2回に分けて支給できる。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の請求)

第10条 第8条の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、使用実績分の補助金を受けようとする場合、知事が定める方法により遠距離等通学費補助金請求書(様式3)と次に掲げる書類を添えて請求しなければならない。

- (1) 補助金額計算書(様式4)
- (2) 通学定期券購入の場合 通学定期券購入額一覧表(様式4-2)
- (3) 通学回数券購入の場合 通学回数乗車券使用実績報告書(様式4-3)
- (4) バス通学費等を証明できる領収書等
- (5) 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(変更交付申請)

第11条 補助対象者が転居又は転学などの事由により交付決定額を上回る変更が生じる場合は、遠距離等通学費補助金変更交付申請書(様式5)に、交付決定額を上回る内容がわかるよう記載した第7条第1項に掲げる第1号の書類を除き提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の実績報告は、第10条の請求をもって実績報告に代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第10条の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その旨を通知するとともに、補助金を支払う。

2 補助金の額の確定は、前項の通知をもって代えるものとする。

(補助金の支払い停止)

第14条 交付決定を受けた者がこの要綱に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は一部の支払いを停止することができる。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 不正な手段により補助金の決定を受けた場合
- (3) その他本要綱に反する場合

2 知事は前項の規定による補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、既に支給済で支給超過となる補助金があるときは、超過分を返還

させるものとする。

- 4 補助金の返還の期限は、知事が返還を命じた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則第 17 条第 4 項の規定に基づく延滞金を徴するものとする。
- 5 補助金の返還方法は、知事の交付する返還命令書に定めるところにより、返還期日までに沖縄県指定金融機関へ納入させるものとする。

(書類の経由)

第 16 条 第 7 条、第 10 条及び第 11 条にかかる書類は、中高生が在学する中学高校を経由するものとする。ただし、第 4 条第 1 項の規定により中高生とみなされる者については適用しない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 6 日から施行し、令和 5 年度予算から適用する。

附 則

- 2 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条については令和 5 年度予算から適用する。